

長野県介護分野就職支援金貸付規程

〔沿革〕 3.7.20 制定

（目的）

第1条 この規程は、介護人材については、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金（以下、「就職支援金」という。）の貸し付けを実施し、迅速に新たな人材を確保することを目的とする。

（貸付対象者、貸付額及び貸付回数）

第2条 貸付対象者は、次の各号の基準を全て満たす者とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者（「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知。以下、「事務次官通知」という。）の第6における「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」及び第7における「障害福祉分野就職支援金貸付事業」により貸し付けを受けたことがある者を除く。）

なお、当該研修は、長野県及び長野労働局が定める長野県職業訓練実施計画に基づき、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定により設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練に限る。

- (2) 居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者として就労した者若しくは就労を予定している者。

- (3) 介護分野就職支援金利用計画書（様式第1号）（以下「就職支援金利用計画書」という。）を提出した者。

2 貸付額は、介護職員等として就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものとして、200,000円と貸付対象者が社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長（以下「理事長」という。）に提出した就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とし、以下に掲げる就職する際に必要な経費に充当することとする。

- (1) 子どもの預け先を探す際の活動費
- (2) 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- (3) 介護職員等として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- (4) 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- (5) 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- (6) その他、理事長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(利子)

第3条 貸付する就職支援金の利子は、無利子とする。

(貸付の決定等)

第4条 理事長は、就職支援金利用計画書を受理したときは、予算の範囲内で貸付を決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により貸付の決定をしたときは、その結果を、就職支援金決定通知書(様式第2号)又は就職支援金不承認決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 貸付決定通知書を受けた者は、遅滞なく、就職支援金振込依頼及び連帯保証人届(様式第4号)及び誓約書(様式第5号)を、理事長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第5条 就職支援金の貸付対象者は、1名の連帯保証人を立てなければならない。なお、貸付対象者が未成年者である場合の連帯保証人は法定代理人でなければならないものとする。

2 連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

3 連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更届(様式第6号)により理事長の承認を受けなければならない。

(修学資金の交付)

第6条 理事長は、第4条第3項の規定による振込依頼及び連帯保証人届に記載された金融機関に、同届の確認後理事長が適当と認めた日に全額を振込むものとする。

ただし、特別の事情があるときは、変更をすることができる。

(貸付契約の解除)

第7条 理事長は、貸付を受けている者(以下「被貸付者」という。)が貸付契約の相手方が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 理事長は、前項の規定により貸付の契約を解除したときは、被貸付者に対して通知するものとする。

(借用証書の提出)

第8条 被貸付者は貸付を受けた日から、また、貸付契約を解除された場合にあっては解除された日から、14日以内に就職支援金借用証書(様式第7号)を、理事長に提出しなければならない

(返還債務の当然免除)

第9条 理事長は、被貸付者が次の各号に該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

(1) 第2条第1項第2号の規定による介護職員等として就労した日から、県内において、2年の

間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、貸付けを受けた都道府県の区域外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入することとする。

また、介護職員等の業務に従事後、修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- (2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき。
- 2 第1項第1号に規定する2年の計算については、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上とし、介護職員等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含める。また、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。
- 3 前各項の規定により就職支援金の返還免除を受けようとする場合、就職支援金返還免除申請書（様式第8号）に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認又は不承認を決定した旨を通知するものとする。

（返還）

第10条 被貸付者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から1年以内（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）に、理事長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 貸付けを受けた都道府県の区域内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項の規定により就職支援金を返還する者は、その事由が発生した日から14日以内に、就職支援金返還届（様式第9号）を、理事長に提出しなければならない。
- 3 就職支援金の返還は、月賦均等払い又は半年賦均等払いの方法によるものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。
- 4 就職支援金の返還は、原則として指定日に指定の口座へ振込の方法で行うものとする。

（返還の猶予）

第11条 理事長は、被貸付者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 県内において介護職員等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 2 前二項の規定により返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、就職支援金返還猶予申請書（様式第10号）に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- 3 理事長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認又は不承認を決定した旨を通知するものとする。
- 4 理事長は、就職支援金の返還債務の履行の猶予を受けた者が、第1項に掲げる事由に該当しなくなったと認めるときは、返還債務の履行猶予の決定を取り消すものとする。

(返還の裁量免除)

第12条 理事長は、被貸付者が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務の一部又は全部を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた貸付額を返還することができなくなったとき 返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき 返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 県内において180日以上介護職員等の業務に従事したとき 返還の債務の額の一部

(延滞利子)

第13条 理事長は、被貸付者が正当な理由がなく貸付額を返還期限までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に応じ年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(届出の義務)

第14条 被貸付者又は連帯保証人は、就職支援金の貸付を辞退するときは、就職支援金辞退届（様式第11号）により、理事長に届け出なければならない。

- 2 被貸付者又は連帯保証人は、就職支援金返還前に本人の氏名、住所、勤務場所その他重要な事項に異動があったときは、遅滞なくその旨を異動届（様式第12号）により理事長に届け出なければならない。

第15条 被貸付者（第11条の規定により返還債務の履行の猶予を受けている者を除く。以下同じ。）は就業を開始した日から30日以内に、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 県内において介護職員等の業務に従事している者であるとき 業務従事届（様式第13号）
 - (2) 前号に該当する者以外の者であるとき 未就業者現況届（様式第14号）
- 2 前項第2号に該当する者が、県内において介護職員等の業務に従事することとなったときは、速やかに前項第1号に規定する業務従事届を理事長に届け出なければならない。
- 3 被貸付者が就業を開始した日の属する年の翌年以降、引き続き県内において介護職員等の業務に従事しているときは、返還債務が免除されるまでの間、毎年4月30日現在の就業の状況について、その年の5月10日までに第1項第1号に規定する業務従事届を理事長に届け出なければならない。
- 4 被貸付者が業務従事先を変更したときは、第14条第2項の規定による異動届並びに前項の規定

による業務従事届及び前職に係る業務従事期間証明書（様式第 15 号）を理事長に提出しなければならない。

（実施細目）

第 16 条 この規程に定めるもののほか、貸付事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 20 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

介護分野就職支援金利用計画書

年 月 日

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 理事長 様

以下のとおり、介護分野就職支援金貸付計画を提出します。

フリガナ 氏 名	印		性別 男・女	生年月日 年 月 日 年 齢	年 月 日 (歳)
住 所	〒 日中の連絡先 自宅 / 携帯 メールアドレス				
修了した 研修 ※該当する()に ○をつけてくださ い。	() 職業能力開発促進法第 16 条第 1 項の規定により設置する公共職業能力開発施設において実 施する職業訓練 () 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 4 条第 2 項に規定する認定 職業訓練				
研修終了日	年 月 日 (年 月 日) ※就職と同時に研修を受講する方は上段に研修終了予定日を記載し、右のカッコ内に研修受講予定 日を記載してください				
借入希望金額	金 円				
借入の目的 ※該当する()に ○をつけてくださ い。	() 子どもの預け先を探す際の活動費 () 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は 参考図書等の購入費 () 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に 必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費 () 敷金、礼金又は転居費等転居を伴う場合に必要となる費用 () 通勤用の自転車又はバイクの購入費 () その他 ()				
就職予定 年月日	年 月 日				
就職先名称					
直近の退職 年月日 (離職者に限る)	年 月 日				
前職名					

※添付書類 受講した研修の修了証の写し

※照 会 先 貸付事業について 社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 TEL 026-228-0337

就職支援金貸付決定通知書

年 月 日

(申請者)

様

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
理事長 印

年 月 日付をもって申請された就職支援金を下記のとおり貸付します。

記

貸 付 番 号	
就職支援金	金 円
貸 付 方 法	希望する金融機関への口座振込みとする。
そ の 他	

就職支援金貸付不承認決定通知書

年 月 日

(申請者)

様

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
理事長 印

年 月 日付をもって申請された就職支援金について、次の理由により貸付することを不承認と決定しましたので通知します。

記

不承認決定の理由

就職支援金振込依頼及び連帯保証人届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号

住 所 〒

氏 名

印

(電話 ())

年 月 日付をもって貸付決定通知のあった就職支援金について、下記のとおり届出します。

記

振込口座	金融機関 支店名		
	預金区分	1 普通預金 口座番号 ()	
	口座番号	2 その他 口座種別 () 口座番号 ()	
	フリガナ		
連帯保証人	名義人氏名		
	本人との関係		捺印
	フリガナ		
	氏 名		
	住 所		
	電 話 番 号		
勤 務 先	名 称		
	住 所		
	電話番号		

(注) 1 被貸付者が未成年である場合の連帯保証人は法定代理とすること。

2 連帯保証人は、被貸付者と連帯して債務を負担するものとする。

3 連帯保証人は、印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

(添付書類)

- ・連帯保証人の印鑑証明書
- ・連帯保証人が相応の資力を有することを証明する書類(市町村が発行する所得証明書等)

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

申請者

貸付番号

住所 〒

氏名

印

連帯保証人

住所 〒

氏名

実印

私は、就職支援金の貸付を受けるにつきましては、長野県介護分野就職支援金貸付規程を遵守し、介護職員等の業務に従事した後は、県内において継続して業務に従事することを誓います。

なお、規程第 10 条により就職支援金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに貸付を受けた就職支援金を確実に返還します。

(注) 連帯保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

連帯保証人変更届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号
被貸付者住所 〒

被貸付者氏名
(電話 ())



新連帯保証人氏名



下記のとおり、連帯保証人を変更しますので承認してください。

記

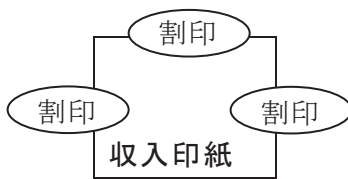
旧連帯保証人の氏名		
新連帯保証人の 住所・氏名・勤務先	氏 名 (本人との関係) 住 所 〒 (電 話 ()) 勤務先 (勤務先電話番号 ())	捺 印
変 更 の 理 由		

- (注) 1 被貸付者が未成年である場合は、連帯保証人のうち 1 名は法定代理人とし、もう 1 名は独立の生計を営み相応の資力を有する身元の確実な成年者(市町村の住民税が課税されている者)とすること。
- 2 連帯保証人は、被貸付者と連帯して債務を負担するものとする。
- 3 連帯保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

(添付資料)

- 変更後の連帯保証人の印鑑証明書
- 変更後の連帯保証人が相応の資力を有することを証明する書類(市町村が発行する所得証明書等)ただし、事前に提出した者は除く。

就職支援金借用証書



年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号		
被貸付者の住所	〒 電話（自宅 / 携帯 ）	
フリガナ		生年月日
氏 名	印	年 月 日（ 歳）

私は、次のとおり就職支援金の貸付を受けました。この資金は、長野県介護分野就職支援金貸付規程等の規定に従い返還します。

借用金額	円
------	---

連帯保証人 住 所
被貸付者との関係
氏 名

実印

電話（自宅 / 携帯 ）

私は、被貸付者に上記のとおり履行させるとともに、万一被貸付者が履行しない場合は、その債務を負担します。

（注）連帯保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

就職支援金借用証書にかかわる収入印紙の税額表

借 用 金 額	印 紙 税 額
1 万円以上 1 0 万円以下	2 0 0 円
1 0 万円を超え 5 0 万円以下	4 0 0 円
5 0 万円を超え 1 0 0 万円以下	1 , 0 0 0 円
1 0 0 万円を超え 5 0 0 万円以下	2 , 0 0 0 円

就職支援金返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号			
被貸付者の住所	〒 電話（自宅 / 携帯（ ））		
フリガナ		生年月日	
氏 名		印	年 月 日（ 歳）

長野県介護分野就職支援貸付規程等の規定により、就職支援金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

借用期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	借用金額	円
		返還済額	円
返還猶予を受けた期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	返還免除済額	円
		返還免除申請額	円
申請理由	1 返還免除対象業務に従事 (2年・その他) 2 死亡 3 心身の故障 4 その他 ()	理由発生 年月日	
現在の就業先 又は在学先	所在地 及び電話番号 〒 (電話 ())		
	名 称		
就業 後の 状況	期間		就業先又は進学先
	年 月 まで・現在	年 箇月	所在地
	年 月 まで・現在	年 箇月	県 内 外
備考			

(添付書類)

- ・ 申請理由を証明する書類（1の場合は様式第13号）

就職支援金返還届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

申請者

貸付番号

住所 〒

氏名

印

連帯保証人

住所 〒

氏名

実印

長野県介護分野就職支援金貸付規程第 10 条による就職支援金の返還について、次のとおり届け出ます。

貸付総額 (A)	円 (貸付期間 年 月から 年 月まで)
免除承認額 (B)	円
返還債務額 (A—B)	円
返還方法 1 一括払い 返還日 年 月 日 2 月賦均等払い (回払い) (1 回の返還額 円) 3 半年賦均等払い (回払い) (1 回の返還額 円) (いずれかの方法に○を記入してください。)	
返 還 期 間	年 月から 年 月まで

(注) 連帯保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

就職支援金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号			
被貸付者の住所	〒 電話（自宅 / 携帯（ ））		
フリガナ		生年月日	
氏 名	印		年 月 日（ 歳）

長野県介護分野就職支援金貸付規程等の規定により、就職支援金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

借用期間	年 月 から 年 月 まで （ 年 箇月）	借用金額	円	
		返還済額	円	
返還猶予を求 める期間	年 月 から 年 月 まで （ 年 箇月）	返還免除済額	円	
		返還猶予申請額	円	
申請理由	1 返還免除対象業務に従事 2 在学中 3 被災 4 心身の故障 5 その他（ ）		理由発生 年月日	
現在の就業先 又は在学先	所在地 及び電 話番号	〒 （電話（ ））		
	名称			
就業 後の 状況	期間		就業先又は進学先	所在地
	年 月 まで・現在 年 月 箇月			県 内 県 外
	年 月 まで・現在 年 月 箇月			県 内 県 外
備考				

(添付書類)

- ・申請理由を証明する書類

就職支援金辞退届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号

住 所 〒

氏 名

(電話 ())

印

下記のとおり就職支援金を辞退します。

記

期日又は期間	
理 由	
本 届 記 入 者	本人 連帯保証人 ()

異動届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号

住 所 〒

氏 名

(電話 ())

印

下記のとおり、異動がありました。

記

異動年月日	年 月 日	
異動の内容	異動前	
	異動後	
本届記入者	本人 連帯保証人 ()	

(添付書類)

- ・ 異動事由を証明する書類

業務従事届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様
(被貸付者記入欄)

貸付番号			
被貸付者の住所	〒 電話 (自宅 / 携帯)		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	印	年 月 日 (歳)	
登録状況 ※介護福祉士・社会 福祉士登録証参照	登録年月日 年 月 日 登録番号 号 ※初年度のみ登録証の写しを添付		

(業務従事先による証明記入欄) ※被貸付者本人が記入した場合は無効となります。

業 務 従 事 先 ※現在の 勤務地を 記入	勤務地住所 電 話 番 号	〒 (電話 ())	
	施 設 名		
	職 種 (業務内容)		
	雇 用 形 態 ※いずれかに○	正規職員 正規職員以外 (ひと月の勤務日数 日) ※日数を必ず記入	
業 務 従 事 期 間	入社日： 年 月 日		
	上記施設在籍期間： 年 月 日から 年 月 日現在		
休 職 等 有 ・ 無	左記が 有 (在職期間に産・育休、療休等が含まれる) の場合		
	期間： 年 月 日から 年 月 日まで (理由：) 期間： 年 月 日から 年 月 日まで (理由：)		

上記のとおり返還免除対象業務に従事していることを証明します。

- ☐ 証明年月日 令和 年 月 日
- ☐ 法人名 及び 施設名
- ☐ 施設等の長の役職
- ☐ 施設等の長の氏名

公印

(注) 返還免除対象業務は事業団ホームページを参照してください。

未就業者現況届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号

住所 〒

氏 名

(電話 ())

印

下記のとおり届け出ます。

記

現 況	
就職予定年月日	

(注) 現況欄には、就業の希望があるが、就業できない現況(理由)を、また就業希望施設等がある場合には、その現況等を記入すること。

業務従事期間証明書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

(被貸付者記入欄)

貸付番号			
被貸付者の住所	〒 電話 (自宅 / 携帯)		
フリガナ		生年月日	
氏 名	印	年 月 日 (歳)	

(業務従事先による証明記入欄) ※被貸付者本人が記入した場合は無効となります。

業 務 従 事 先	所在地及び 電 話 番 号	〒 (電話 ())		
	法 人 名			
	配属先 (施設名)	職種 (業務内容)	期間	所在地 (住所)
1			年 月 日から 年 月 日まで	
2			年 月 日から 年 月 日まで	
3			年 月 日から 年 月 日まで	
※ 正規職員以外の場合は必ずご記入ください ⇒ 月の平均勤務日数 日				
休 職 等 有 ・ 無	左記が 有 (在職期間に産・育休、療休等が含まれる) の場合			
	期間: 年 月 日から 年 月 日まで (理由:) 期間: 年 月 日から 年 月 日まで (理由:)			
上記のとおり返還免除対象業務に従事していたことを証明します。				
☐ 証明年月日 令和 年 月 日				
☐ 法人名 及び 施設名				
☐ 施設等の長の役職				
☐ 施設等の長の氏名				
公印				

(注) 返還免除対象業務は事業団ホームページを参照してください。